

神戸市立工業高等専門学校学生表彰規程

2023年4月1日

規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第35条（同学則第47条又は第51条において準用される場合を含む。）の規定に基づく学生又は研究生の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する学生又は研究生について行うものとする。

- (1) 在籍期間を通じて成績優秀な者。ただし、クラスにつき1名に限る。
- (2) クラブ活動において卓越した成果をおさめ、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の声価を高めた者
- (3) 文化活動又は学術活動において本校の声価を高めた者
- (4) 前各号に定める者のほか本校の学生又は研究生の模範として推奨できる善行のあった者

(表彰者の決定)

第3条 前条に規定する表彰に該当すると認められる学生又は研究生があった場合は、同条第1号に規定する表彰については各学科の会議の議を経て学科長が、同条第2号に規定する表彰についてはクラブ顧問会議の推薦に基づき学生委員会の議を経て学生委員会委員長が、同条第3号及び同条第4号に規定する表彰については教職員の申し出に基づき学生委員会の議を経て学生委員会委員長がそれぞれ校長に具申するものとする。

2 校長は、前項の具申を受け表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第4条 5年生の学生を対象とする表彰は、原則として卒業時に、その他の学年の学生を対象とする表彰は、その都度これを行うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、学生委員会で協議する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。